

明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金交付要綱

平成22年4月1日 決 裁
平成23年4月1日 改 正
平成25年4月1日 改 正
平成27年4月1日 改 正
平成30年4月1日 改 正
令和 3年4月1日 改 正
令和 4年11月1日 一部改正

(趣 旨)

- 第1 次代の担い手となりうる意欲ある新規就農希望者等の円滑な就農を促進するため、明日の農業担い手育成塾推進事業実施要領（平成22年4月1日決裁、以下「実施要領」という。）第2の3に基づき、明日の農業担い手育成塾推進事業（以下「補助事業」という）を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対して、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

- 第2 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。

(申請書の様式等)

- 第3 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出時期は、別に定めることとし、補助金の交付を申請しようとする補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 補助事業者は第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明かでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(添付書類の省略等)

- 第4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

- 第5 規則第7条の交付決定通知書の様式は様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払い)

- 第6 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第3号の補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。
- なお、補助金の支払い方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要

に応じて概算払ができるものとする。

(事業内容の変更等の承認申請)

第7 補助事業者は、知事の付した条件に基づき、事業内容の変更等について、知事の承認を受けようとするときは、様式4号の変更等承認申請書を知事に提出するものとする。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(状況報告)

第8 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を様式第5号の状況報告書により知事に報告するものとする。

(実績報告書の様式等)

第9 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出時期は、毎年度補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月25日までのいずれか早い方を原則とする。

3 補助事業者は、報告を行うに当たって、当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明かな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第7号のとおりとする。

(返還)

第11 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額があることが確定した場合は、様式第8号によりその金額(実績報告において第9条の3により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額)等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないものとする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、補助事業の完了の日の翌日から起算する。

3 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

(書類の整備等)

第13 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管するものとする。

(書類の提出先等)

第14 補助事業者が、規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類については、地域を所管する団体は農業支援課へ1部、また、地域を限定して所管する団体は、所轄の農林振興センターへ正副2部を提出するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第15 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

5 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

7 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

様式第1号（第3関係）

令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（事業実施主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

(1) 事業内容

(2) 事業費内訳

事業区分	総事業費	補助事業に係る経費	負担区分			備考
			県補助金	市町村費	その他	
		円	円	円	円	

4 補助事業の完了予定年月日(又は完了年月日)

令和 年 月 日

5 収支予算(又は収支精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

様式第2号（第5関係）

令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

事業実施主体名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請の令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法

3 交付の条件

- (1) 事業実施主体は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）、明日の農業担い手育成塾推進事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日決裁。以下「実施要領」という。）、明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日決裁。以下「要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費につき、重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) (1)又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、補助事業完了後に要綱第 12 の 2 に掲げる期間、適正に管理運営しなければならない。
- (7) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等があることが確定した場合には、要綱第 11 条に定める様式により、その金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

- (9) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間整備しなければならない。
- (10) 知事は必要に応じて、事業実施主体に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

様式第3号（第6関係）

令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金（概算払）交付請求書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

（事業主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金について、下記のとおり（概算払いにて）交付されたく請求します。

記

1 （概算払）請求額

交付決定額	既請求額	今回請求額
円	円	円

2 振込先口座

区分	金融機関名	
	支店名	
	口座種類	
	口座番号	
	口座名義 （フリガナ）	
	債権者コード	

様式第4号（第7関係）

令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

（事業主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和
年度明日の農業担い手育成塾推進事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承
認を受けたいので申請します。

記

1 補助金交付申請額	
既交付決定額	金〇〇円
追加交付申請額	金〇〇円
合計額	金〇〇円

注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準じて作成すること。

この場合において、同様式中の「補助事業の目的」を「変更（又は中止若しくは廃止）の理由」と書き換え、変更（又は中止若しくは廃止）部分を2段書きとし、変更前のものを上段に括弧書きすること。

2 補助金額が増減額する場合は、件名の「令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金の変更及び追加（減額）交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。」を「下記のとおり変更したので、補助金〇〇〇円を追加（減額）交付されたく申請します。」とすること。

様式第5号（第8関係）

令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（事業実施主体の長）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成
年度明日の農業担い手育成塾推進事業の令和 年 月 日現在における遂行状況
について、下記のとおり報告します。

記

事業区分	年間計画		月日現在実施状況			備考
	事業費	県費補助金	事業費	県費補助金	出来高	
	円	円	円	円		

様式第6号（第9関係）

令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（事業実施主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和
年度明日の農業担い手育成塾推進事業が完了（中止又は廃止を含む。）したので、
補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業の成果
（補助事業の果たした効果を簡潔に記述すること。）

※以下、様式第1号に準じて作成すること。

3 添付資料

(1) 事業費の明細

(2) その他参考となる資料

様式第7号（第10関係）

令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金交付額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 ○○○○

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした平成 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金については、令和 年 月 日付け第号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおり額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第11関係）

第 号
令和 年 月 日
（あて先）

埼玉県知事

（事業主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった令和 年度明日の農業担い手育成塾推進事業費補助金について、明日の農業担い手育成塾推進事業費交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 埼玉県補助金等の交付手続等に関する規則第14条に基づく確定額
金 円
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）その他参考となる書類を添付すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約及びその他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____